



来週の投資戦略 (8/28-9/1)

米国の弱いデータが好まれる

2023年8月27日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 8月30日、4-6月期米実質GDP成長率改定値 — 前期比+2.4%?
- 8月30日、8月の米ADP雇用統計 — 前月比+198千人?
- 8月31日、7月の鉱工業生産指数 — 前月比マイナス1.3%?
- 8月31日、7月の米個人消費支出(PCEデフレーター) — 前年比+3.3%、コア+4.2%?
- 9月1日、8月の米雇用統計 — 失業率3.5%、平均時給前年比+4.3%?

株式市場見通し

先週は米国でふたつの大きなイベントが終わった。ひとつはエヌビディア (AI半導体最大手) の5-7月期決算で、一株当たり利益 (EPS) がアナリスト予想を29%も上回ったが、発表後2日間の株価は2.8%下落した。それまでの7日間で株価が11.8%上昇していたこともある。わが国のAI半導体関連銘柄が木曜日の上昇から、金曜日に一転大幅下落した。ふたつは金曜日のジャクソンホール会議でのパウエル連邦準備理事会 (FRB) 議長発言がこれまでと同様の「追加利上げの用意がある」というものだった。米国の株式投資家が前日にかなり警戒していたため、株式市場は反発して引けた。

来週は米国の経済指標に注目する。水曜日発表の4-6月期実質GDP成長率改定値が前期比年率+2.4%と変わらず、と予想されている。低い方が良いが、7-9月期のGDPナウでは5%台が予想されている。木曜日に7月の個人消費支出 (PCEデフレーター) が発表される。前年比+3.3%、コア指数が同比+4.2%と予想されている。こちらも低い方が好感される。金曜日に8月の雇用統計が発表される。非農業部門雇用者数が前月比168千人増、失業率が3.5%、平均時給が前年比+4.3%と予想されている。失業率以外は低い数字が好感されよう。

さて、8月14日の週に海外投資家が日本株を現物市場で74百億円 (先物市場では少額) 売り越したことが分かった。この週は世界株安と中国不安でわが国の株式市場も3%前後下落した。一方で、個人投資家が35百億円、事業法人も32百億円買い越した。個人は現金56%、信用44%の割合で、事業法人は主に自社株買いを実行した。自社株買いの終了が最近報告されているが、自社株買い開始を発表する企業も多い。

最後に、ジャクソンホール会議で発言した他の金融当局のトップについても見ておく。ラガルド欧州中央銀行 (ECB) 総裁が「インフレ抑制へ金利を必要な限り高水準にする」と発言したのに対して、植田日銀総裁はパネル討論会で「基調的インフレは依然として目標の2%を若干下回っている」と述べ、コアCPIが前年同月比3.1%上昇しているが、「年末にかけて鈍化する見込み」を根拠にしていることを明らかにした。これにより、来週は円安がどこまで進むか注目されよう。なお、KPAでは物価鈍化シナリオにはやや疑問を持っているが。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。